

議案第 2 5 号

天理市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

天理市職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年 3 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

天理市職員等の旅費に関する条例（昭和37年 3 月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第16条第 2 項中「場合であって、規則で定める第 1 区域に出張するときの日当の額は、同項に定める額の 2 分の 1 とし、規則で定める第 2 区域に出張するときは」を「場合は」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。